

# ハンドル形電動車椅子を使用中の事故に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

令和元年 10 月  
消費者庁 消費者安全課

(消費者安全調査委員会の意見 4. に関する質問事項)

- ① 教育・訓練のプログラム標準の策定結果を示してください。

## 【回答】

- ① 前回フォローアップ時の委員会のご指摘を踏まえ、購入時や貸与時の操作説明や安全講習会において取り入れていただきたい教育・訓練の基本項目を取りまとめた、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」を策定した（別紙 1）。当該資料については、平成 30 年 4 月 12 日付け消安全第 157 号により、警察庁、厚生労働省及び経済産業省に対し活用について協力依頼を行った（別紙 2）。

(消費者安全調査委員会の意見 5. に関する質問事項)

- ② ハンドル形電動車椅子の使用者に対する教育・訓練に係る関係省庁との調整経過を示してください。

## 【回答】

- ② ハンドル形電動車椅子の使用者に対する教育・訓練についての、関係省庁との調整結果は以下の通り。

平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月：前回フォローアップ時の委員会のご指摘を踏まえ、警察庁、厚生労働省及び経済産業省の協力により、様々な場における操作説明、講習会の実態について関係団体、関係自治体等へのヒアリングや担当職員による現地視察を行い、教育・訓練について標準的に実施可能な事項の検討を行った。

平成 30 年 3 月：委員会の調査報告書の内容及び上記検討を踏まえ、「教育・訓練の基本項目」の原案を作成し、関係省庁及び関係団体と意見交換を実施し、内容の調整を行った。

平成 30 年 4 月：調整を踏まえ、検討・修正した「教育・訓練の基本項目」の最終確認及び活用に関する協力依頼について関係省庁と調整を行った。

平成 30 年 4 月 12 日：協力依頼文書（別紙）の発出を行った。

平成 30 年 4 月 19 日：厚生労働省と調整し、（一社）全国福祉用具専門相談員協会の全国ブロック大会において、当庁より当該資料の紹介及び周知を行った。

<別添>

平成30年4月12日

## ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての

### 教育・訓練の基本項目

消費者庁消費者安全課

消費者庁では、ハンドル形電動車椅子（以下、「電動車椅子」という。）の利用者が運転に必要な知識と危険回避に必要な技能を理解・習得し、安全に利用できるよう、購入時や貸与時の操作説明、安全講習会に取り入れていただきたい教育・訓練の基本項目を以下のとおりまとめました。

基本項目の活用により、電動車椅子の事故防止に取り組んでいただきますようお願いします。基本項目の実施に当たっては、後出の参考資料もご覧ください。

#### 【教育・訓練の基本項目】

以下の各項目を利用者が理解、習得できるものとする。下記2. 及び3. の項目については、受講者の安全を確保しつつ、模擬体験・指導員等による実演を実施し、実施できない場合は映像などを用いた説明を実施することが望ましい。また、下記4. の項目については、現地での確認が実施できない場合は、地図等を活用し、リスクの確認を行うことが望ましい。

#### 1. 電動車椅子を安全に利用するに当たっての基礎知識

- ① 電動車椅子の利用者は、道路交通法上、歩行者とみなされること。
  - ② 電動車椅子を利用する際は、歩道を走行するなど歩行者としての通行区分に従うこと。
- ※ 上記の点に係る法令等の変更があった場合には、その内容について説明すること。

#### 2. 電動車椅子を安全に利用するための操作の基本

- ① アクセルレバーを触れることによる意図しない発進があり危険であること。
- ② 急停止操作及び手動ブレーキ操作

### 3. 電動車椅子の利用時に注意すべき危険な事例とその対応策

- ① 踏切内での脱輪：踏切の端に寄り過ぎないこと、介助者と一緒に同行すること。
- ② 急坂での転倒：10度を超える急坂の通行は避けること。
- ③ 傾斜地・横断勾配での転倒：体を傾斜の高い方に傾けてバランスを取ること。急勾配の場合には通行を避けること。
- ④ 段差・溝の乗り越えでの転倒：段差や溝に対して直角に進むこと。
- ⑤ 側溝や用水路への転落：道路の端から必要な間隔をあけること。

### 4. 電動車椅子の利用者の行動範囲内に潜む危険リスクの確認

電動車椅子の利用者の行動範囲内において、上記3. 記載の危険な事例が起こりそうな箇所を指導員等の付き添いの下で利用者の安全を確保しつつ、現地で確認しておくこと。

※ 工事などで通行が困難な場合に備え、電動車椅子の利用者の行動範囲の迂回路も確認しておくことが望ましい。

### 5. 安全利用のために普段から心がけること

- ① 使用前の点検
- ② バッテリー容量の確認
- ③ 定期的なメンテナンス

### 6. 賠償保険及び傷害保険の説明

事故に備え、損害保険や傷害保険への加入が望ましいことを説明すること。

#### <参考資料>

警察庁 電動車いすの安全利用に関するマニュアル

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/e\\_wheelchair.html](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/e_wheelchair.html)



別紙2-1

消 安 全 第 157 号  
平成 30 年 4 月 12 日

警察庁交通局交通企画課長 殿

消費者庁消費者安全課長



「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての  
教育・訓練の基本項目」の活用について（協力依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

平成 28 年 7 月に消費者安全調査委員会から、厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対して、ハンドル形電動車椅子の重大事故の発生リスクを低減するため、運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施等に関する意見が提出されました。これを受け、当庁、厚生労働省及び経済産業省は「ハンドル形電動車椅子に係る交通安全講習会等について（協力依頼）」（平成 29 年 4 月 6 日付け消安全第 97 号・老高発 0331 第 4 号消費者庁消費者安全課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長、経済産業省商務情報政策局製品安全課長、経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室長通知）により貴庁に協力依頼をいたしました。

これを受け、貴庁におかれまして、各都道府県警察に対し、電動車椅子の安全利用に関する文書「電動車いすの安全利用に関する協力依頼等について（通達）」（平成 29 年 4 月 13 日付け警察庁丁交企発第 98 号警察庁交通局交通企画課長通知）を発出していただきました。

平成 29 年 7 月に消費者安全調査委員会より第 1 回目のフォローアップで、「教育・訓練のプログラム標準の策定」について当庁に対し追加の意見が提示されました。

これを受け、今般、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」を取りまとめました（別添）。

つきましては、貴庁より各都道府県警察に対し、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」の活用について周知を行っていただきますよう、宜しくお願ひいたします。

なお、本件につきましては、厚生労働省及び経済産業省にも協力依頼を行っておりますこと、併せてお伝えいたします。

＜担当者連絡先＞

消費者庁消費者安全課 岡崎・山川・鈴木  
電話 03-3507-9137（直通）



別紙2-2

消 安 全 第 157 号  
平成 30 年 4 月 12 日

厚生労働省老健局高齢者支援課長 殿

消費者庁消費者安全課長



「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての  
教育・訓練の基本項目」の活用について（協力依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

平成 28 年 7 月に消費者安全調査委員会から、厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対して、ハンドル形電動車椅子の重大事故の発生リスクを低減するため、運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施等に関する意見が提出されました。

これを受け、貴省におかれまして、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け老高発 0331 第 3 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を発出していただきました。

平成 29 年 7 月に消費者安全調査委員会より第 1 回目のフォローアップで、「教育・訓練のプログラム標準の策定」について当庁に対し追加の意見が提示されました。

これを受け、今般、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」を取りまとめました（別添）。

つきましては、貴省より、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」の活用について周知を行っていただきますよう、宜しくお願ひいたします。

なお、本件につきましては、警察庁及び経済産業省にも協力依頼を行っておりますこと、併せてお伝えいたします。

＜担当者連絡先＞

消費者庁消費者安全課 岡崎・山川・鈴木  
電話 03-3507-9137（直通）



消 安 全 第 157 号  
平成 30 年 4 月 12 日

経済産業省商務情報政策局

製品安全課長 殿

経済産業省商務情報政策局

ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室長 殿

消費者庁消費者安全課長



「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての  
教育・訓練の基本項目」の活用について（協力依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

平成 28 年 7 月に消費者安全調査委員会から、厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対して、ハンドル形電動車椅子の重大事故の発生リスクを低減するため、運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施等に関する意見が提出されました。

これを受け、貴省におかれましては、「ハンドル形電動車椅子に係る交通安全講習会等について（協力依頼）」（平成 29 年 3 月 21 日付け経済産業省商務情報政策局製品安全課長、経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室長通知）を発出していただきました。

平成 29 年 7 月に消費者安全調査委員会より第 1 回目のフォローアップで、「教育・訓練のプログラム標準の策定」について当庁に対し追加の意見が提示されました。

これを受け、今般、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」を取りまとめました（別添）。

つきましては、貴省より、電動車いす安全普及協会に対し、「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」の活用について周知を行っていただきますよう、宜しくお願ひいたします。

なお、本件につきましては、警察庁及び厚生労働省にも協力依頼を行っておりますこと、併せてお伝えいたします。

<担当者連絡先>

消費者庁消費者安全課 岡崎・山川・鈴木

電話 03-3507-9137 (直通)